

# 平成 29 年度 事務事業シート\_基礎シート

① 事務事業名	介護予防・日常生活支援総合事業	開始年度	
事務事業通番	4	予算名	介護保険特別会計 枝番 1
分類区分	ソフト(任意)	補助/単独	補助
事務事業の法的根拠	佐久穂町在宅老人福祉サービス事業実施要綱		
関係する個別計画	佐久穂町老人福祉計画・佐久穂町第7期介護保険事業計画		

② 総合計画の体系(H29～R8)	
基本構想	重点施策A 住み続けたいを守る持続可能なまちづくり
施策	重点施策A 3 高齢者福祉の充実 設定した目標 -
主な施策	3-2 介護予防・生活支援サービスの充実・強化

③ コミュニティ創生戦略の位置づけ(H27～R1)	
基本目標	設定した目標 -
施策	重要業績評価指標(KPI) -
事業名	

④ 行財政改革大綱における進捗状況(H26～R2)	R2
活動計画名	

⑥ 目標の達成状況	基準値(H27)	目標値(R3)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合計画	-	-										
創生戦略												
基本目標	-	-										
施策	-	-										

(千円)

⑦ 決算額の推移	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
事業費	12,519	14,460	15,173	24,344	23,286	24,774						
財源内訳												
一般財源	3,459	3,985	3,267	8,642	8,267	8,795						
国県補助金	6,568	7,566	5,604	9,129	8,732	9,290						
その他	2,492	2,909	6,302	6,573	6,287	6,689						
人件費												
職員数(A)												
職員数(B)			0.25	0.20	0.20	0.20						
職員数(C)												
正職員以外												
概算人件費	0	0	2,096	1,677	1,677	1,677	0	0	0	0	0	0
総事業費	12,519	14,460	17,269	26,021	24,963	26,451	0	0	0	0	0	0

## ⑧ 内部取扱事項

⑤ 対象	要支援認定のほか、包括支援センターで対面により基本チェックリストの判定を受け、事業対象者となった方
事業概要	<p>○介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を展開する。</li> <li>○サービスの種別 <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問型現行相当サービス</li> <li>・訪問型基準緩和サービス</li> <li>・通所型現行相当サービス</li> <li>・通所型基準緩和サービス</li> <li>・短期集中型サービス(こつこつ元気教室)</li> </ul> </li> </ul>
意図	「地域の支え合いによる介護予防・日常生活支援の実現」 ⇒地域の実情に応じた多様な支援やサービスを展開し、介護予防を実現する。
事業実施の経緯・これまで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正介護保険法により地域支援事業の内容が見直され、平成29年4月よりすべての市町村において、「介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)」が開始されている。</li> <li>・要支援者の訪問介護と通所介護が、予防給付から地域支援事業へ移行し、これまでの国基準による予防給付から、市町村が地域の実情に応じて基準を決め多様なサービスの実施が可能になっている。</li> <li>・要支援者のみでなく、基本チェックリストの判定による「事業対象者」もサービス利用が可能になった。</li> </ul>

# 事務事業シート\_基礎シート

① 事務事業名	介護保険特別会計(男の料理教室)	開始年度	
事務事業通番	4	予算名	介護保険特別会計
分類区分	ソフト(任意)	枝番	2
事務事業の法的根拠	佐久穂町在宅老人福祉サービス事業実施要綱		
関係する個別計画	佐久穂町老人福祉計画・佐久穂町第7期介護保険事業計画		

② 総合計画の体系(H29~R8)	
基本構想	重点施策A 住み続けたいを守る持続可能なまちづくり
施策	重点施策A 3 高齢者福祉の充実
設定した目標	—
主な施策	

③ コミュニティ創生戦略の位置づけ(H27~R1)	
基本目標	設定した目標 —
施策	重要業績評価指標(KPI) —
事業名	

④ 行財政改革大綱における進捗状況(H26~R2)	R2
活動計画名	

⑥ 目標の達成状況	基準値(H27)	目標値(R3)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合計画	-	-										
創生戦略	基本目標	-										
	施策	-										

⑦ 決算額の推移	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
事業費	38	22	22	28	21	0						
財源内訳	一般財源	38	22		4	0						
	国県補助金				0							
	その他			22	24	21	0					
	人件費											
	職員数(A)											
	職員数(B)			0.00	0.00	0.00	0.00					
	職員数(C)			0.05	0.05	0.05	0.00					
	正職員以外											
	概算人件費	0	0	339	339	339	0	0	0	0	0	0
総事業費	38	22	361	367	360	0	0	0	0	0	0	0

⑧ 内部取扱事項	
----------	--

⑤ 対象	・ひとり暮らしの高齢者(男性)、・要介護の配偶者と二人で暮らしている男性、・二次予防対象者で食生活の支援が必要と思われる男性、・おおむね60歳以上の男性
事業概要	茂来館または八千穂福祉センターにおいて、町の管理栄養士などを講師として、栄養のバランスを取りながら家庭でも手軽にできる料理作りをする。(年3回開催) 教室の企画・運営: 包括支援センター保健師、社会福祉士、健康福祉課保健師、管理栄養士が行っている。 補助の協力: 町食生活改善推進協議員(各回2名) 参加費徴収: 400円/1人 男性は介護予防教室等への参加が少ないため、試食後に町保健師(運動健康指導士)による介護予防体操を毎回実施し、効果向上を図っている。
意図	男性が主体的に自分や家族の食事や栄養、健康について考え、食材選びや調理などを日常生活の中で実践できるようにする。
事業実施の経緯・こ	①合併協議会での擦り合わせ事項により実施。 ②夫が妻を介護することもめずらしくなくなった現在、男性介護者を主眼に置いた事業が必要であるため。(食事の用意は勿論であるが、意見交換の場となっている) ③事業の展開に大きな変更点はない I: 年間を通して、定期的の実施できると、参加者へ習慣づけやすい。しかし、マンパワーが足りないため現在の回数が妥当である。 II: 参加者からは事業の高評価を得ており、家で実践している等の声があがっている。特に男性高齢者の数少ない社会参加の場となっており、介護予防の効果も期待されている。 III: 実生活を意識したレシピを提案しているが、物価の変動等やむ負えないコストもある。

# 事務事業シート\_基礎シート

① 事務事業名	介護保険特別会計(ヘルスアップ教室)	開始年度	
事務事業通番	4	予算名	介護保険特別会計
分類区分	ソフト(任意)	補助/単独	補助
事務事業の法的根拠	佐久穂町在宅老人福祉サービス事業実施要綱		
関係する個別計画	佐久穂町老人福祉計画・佐久穂町第7期介護保険事業計画		

② 総合計画の体系(H29~R8)	
基本構想	重点施策A 住み続けたいを守る持続可能なまちづくり
施策	重点施策A 3 高齢者福祉の充実
	設定した目標 -
主な施策	3-2 介護予防・生活支援サービスの充実・強化

③ コミュニティ創生戦略の位置づけ(H27~R1)	
基本目標	設定した目標 -
施策	重要業績評価指標(KPI) -
事業名	

④ 行財政改革大綱における進捗状況(H26~R2)	R2
活動計画名	

⑤ 対象	概ね65歳以上の(元気な)高齢者
事業概要	原則、月に2回、しらかば体育館アリーナもしくは、茂来館メリアホールで実施。 理学療法士や健康運動指導士を講師として、約1時間30分の運動指導を行う。 運動前には保健師が問診や血圧測定を実施し、リスク管理をしている。 参加者の多くは交通弱者であるため会場まで公用車にて送迎を行なっている。(送迎はシルバー人材センターへ委託) 平成28年度から、住民主体で体操している団体(地域いきいき健康クラブ、羽黒下ラジオ体操)を講師に招き、15分間の運動と活動を紹介してもらっている。これを通して、自分の住んでいる地区で日々運動ができるきっかけづくり(情報発信)としたい(現時点では、これをリーダー養成の機会とは捉えていない)。
意図	教室で学んだことを日常生活で実践し、運動習慣を身につけることで、特に身体上での介護予防ができる。継続的に教室に参加することで、閉じこもりやうつ傾向を予防できる。本教室参加と年1回の健診受診を通して、日頃の生活を見直し、より規則正しい生活習慣を送ることができる。
事業実施の経緯・こ	①合併前は旧八千穂村で実施しており、合併による協議で現在に至る。 ②介護予防事業として元気な高齢者を対象とした事業。現在の気力・体力を維持することで介護保険事業対象者とならないように努めている。 ③参加者は増加傾向にある。 ④安全で効果的な教室運営のために、平成27年度より、1回教室の参加者が50名になるようにした。  安全で効果的な運動教室を運営するためには、専門職(理学療法士など)が講師であることが望ましいが、現状ではマンパワー不足などにより、委託は難しく、町が実施主体となることが望ましい。 ただし、日々の生活に運動習慣を取り入れるためには、住んでいる地域で運動できる場、集まれる場を知ることが重要であり、自主的な運動団体との連携は不可欠と考える。「教室で学び、地域で日々生かす」といった流れや役割分担が望ましい。

⑥ 目標の達成状況	基準値(H27)	目標値(R3)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合計画	-	-										
創生戦略												
基本目標	-	-										
施策	-	-										

(千円)

⑦ 決算額の推移	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
事業費	412	465	440	449	388	145						
財源内訳												
一般財源	142	160	192	159	138	51						
国県補助金	270	304	163	290	250	94						
その他			86									
人件費												
職員数(A)												
職員数(B)												
職員数(C)			0.50	0.23	0.23	0.23						
正職員以外												
概算人件費	0	0	3,044	1,395	1,395	1,395	0	0	0	0	0	0
総事業費	412	465	3,484	1,844	1,783	1,540	0	0	0	0	0	0

## ⑧ 内部取扱事項

--

# 事務事業シート\_基礎シート

① 事務事業名	介護保険特別会計(健康教室)	開始年度	
事務事業通番	4	予算名	介護保険特別会計
分類区分	ソフト(任意)	枝番	4
事務事業の法的根拠	佐久穂町介護予防事業に関する条例		
関係する個別計画	佐久穂町老人福祉計画・佐久穂町第7期介護保険事業計画		

② 総合計画の体系(H29~R8)	
基本構想	重点施策A 住み続けたいを守る持続可能なまちづくり
施策	重点施策A 3 高齢者福祉の充実
	設定した目標 -
主な施策	3-2 介護予防・生活支援サービスの充実・強化

③ コミュニティ創生戦略の位置づけ(H27~R1)	
基本目標	設定した目標 -
施策	重要業績評価指標(KPI) -
事業名	

④ 行財政改革大綱における進捗状況(H26~R2)	R2
活動計画名	

⑥ 目標の達成状況	基準値(H27)	目標値(R3)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合計画	-	-										
創生戦略												
基本目標	-	-										
施策	-	-										

⑦ 決算額の推移	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
事業費	1,458	1,266	1,355	1,242	1,216	738						
財源内訳												
一般財源	504	437	685	441	432	262						
国県補助金	954	829	500	801	784	476						
その他			169									
人件費												
職員数(A)												
職員数(B)			0.04	0.02	0.02	0.02						
職員数(C)			0.33	0.26	0.26	0.26						
正職員以外												
概算人件費	0	0	2,378	1,742	1,742	1,742	0	0	0	0	0	0
総事業費	1,458	1,266	3,733	2,984	2,958	2,480	0	0	0	0	0	0

## ⑧ 内部取扱事項

--

⑤ 対象	概ね60歳以上の高齢者 また 地域住民全般
事業概要	転倒予防・認知症予防・介護予防等について地域の公民館で実施。 保健師・管理栄養士・地域包括支援センター(介護予防・疾病予防全般) 理学療法士(転倒予防) 音楽療法士と作業療法士、笑いヨガティーチャー(認知症予防)
意図	健康教室を実施することで健康保持・増進についての知識を深め、住民一人ひとりに介護予防・疾病予防に努めてもらう。 医療にかかる人を少なくし、ADL・IADLの維持・向上に努める。 地域交流の場とする。
事業実施の背景・これまで経過	地区の公民館を利用し『介護予防』を軸に、住民が健康づくりに取り組んでもらえるようなきっかけづくり、また、健康課題に気づける動機づけの場、地域づくりの場としていける点においては、開催場所や内容については妥当であると言える。 また、様々な専門職から助言を受けられる機会でもあり、疾病や認知症の早期発見、早期介入に努めることができるため、1地区でも多くの地区で開催できることを目標に地区との交流を図りながら継続していけることが望ましい。  H29年度より介護予防・日常生活総合事業へ移行することに伴い、地区の公民館を活用した、介護予防事業を積極的に進めていく必要がある。

# 事務事業シート\_基礎シート

① 事務事業名	介護保険特別会計(こつこつ元気教室)	開始年度	
事務事業通番	4	予算名	介護保険特別会計
分類区分	ソフト(任意)	補助/単独	補助
事務事業の法的根拠	佐久穂町介護予防事業に関する条例、佐久穂町在宅老人福祉サービス事業実施要綱		
関係する個別計画	佐久穂町老人福祉計画・佐久穂町第7期介護保険事業計画		

② 総合計画の体系(H29~R8)	
基本構想	重点施策A 住み続けたいを守る持続可能なまちづくり
施策	重点施策A 3 高齢者福祉の充実
設定した目標	—
主な施策	

③ コミュニティ創生戦略の位置づけ(H27~R1)	
基本目標	設定した目標 —
施策	重要業績評価指標(KPI) —
事業名	

④ 行財政改革大綱における進捗状況(H26~R2)	R2
活動計画名	

⑥ 目標の達成状況	基準値(H27)	目標値(R3)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合計画	—	—										
創生戦略												
基本目標	—	—										
施策	—	—										

⑦ 決算額の推移	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
事業費	206	176	125	230	156	70						
財源内訳												
一般財源	72	61	63	82	55	25						
国県補助金	134	116	46	148	101	45						
その他			16									
人件費												
職員数(A)												
職員数(B)			0.01	0.00	0.00	0.00						
職員数(C)			0.09	0.05	0.05	0.05						
正職員以外												
概算人件費	0	0	628	296	296	296	0	0	0	0	0	0
総事業費	206	176	753	526	452	366	0	0	0	0	0	0

⑧ 内部取扱事項	
----------	--

⑤ 対象	総合事業対象者(旧特定高齢者:国が定める基準により身体等の状況の低下が見られる高齢者)
事業概要	総合事業対象者に、運動・口腔・栄養を中心に介護予防の意識を深め実践してもらうための教室 年11回 講師等:理学療法士・管理栄養士・歯科衛生士・レクレーションワーカー・健康運動指導士・保健師  介護保険法改正により、H29年度から介護予防・日常生活支援総合事業のサービスC(短期集中)として、実施している。
意図	総合事業対象者の中でも生活自立度が高く、自ら介護予防の取り組みが実施できる方の利用が中心となっている。単年度での参加者個別評価を行い、個々の生活習慣改善や身体機能維持、向上の取り組みにつなげていく。過去の参加者の利用も可能としている為、経年的にも個別評価ができる体制となっており、今後も、個別性の高い支援を継続していく。
事業実施の経緯	平成20年度(当時の名称で)特定高齢者候補者を対象に、運動・口腔・栄養を中心に介護予防の意識を深め実践してもらうため、新規事業開始。介護保険法改正により、H29年より介護予防・日常生活支援総合事業のサービスCとし、短期集中的な教室を行うが、日常的にも継続できる内容を行っていく。運動機能、口腔機能、食と栄養、認知症予防、うつ、閉じこもり予防のいずれかに状態悪化の危険のある者に対してより個別に、実践的な教室を実施している。  介護保険へ移行する方は過去3年間は0で、H29年は2名いた。移行後も要支援状態で重症化がなく介護予防としての効果はあるとは感じる。 運動器、口腔、食と栄養、認知症、うつなど、指導内容がより専門的で、短期集中型の教室である。教室終了後に家庭で継続できるかが重要となるため、その内容に沿った講師が必要である。

# 事務事業シート\_基礎シート

① 事務事業名	介護保険特別会計(生活管理指導短期宿泊事業)	開始年度	
事務事業通番	4	予算名	介護保険特別会計
分類区分	ソフト(任意)	枝番	6
事務事業の法的根拠	佐久穂町生活管理指導短期宿泊事業実施要綱		
関係する個別計画	佐久穂町老人福祉計画・佐久穂町第7期介護保険事業計画		

② 総合計画の体系(H29~R8)	
基本構想	重点施策A 住み続けたいを守る持続可能なまちづくり
施策	重点施策A 3 高齢者福祉の充実
	設定した目標 -
主な施策	3-2 介護予防・生活支援サービスの充実・強化

③ コミュニティ創生戦略の位置づけ(H27~R1)	
基本目標	設定した目標 -
施策	重要業績評価指標(KPI) -
事業名	

④ 行財政改革大綱における進捗状況(H26~R2)	R2
活動計画名	

⑥ 目標の達成状況	基準値(H27)	目標値(R3)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合計画	-	-										
創生戦略												
基本目標	-	-										
施策	-	-										

⑦ 決算額の推移	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
事業費	86	0	0	0	286	74						
財源内訳												
一般財源	53	0	0	0	94	44						
国県補助金					125							
その他	33	0	0	0	67	30						
人件費												
職員数(A)												
職員数(B)					0.01	0.01						
職員数(C)												
正職員以外												
概算人件費	0	0	0	0	70	70	0	0	0	0	0	0
総事業費	86	0	0	0	356	144	0	0	0	0	0	0

## ⑧ 内部取扱事項

--

⑤ 対象	二次予防事業対象者 介保利用者緊急ショート利用で限度超の方
事業概要	生活習慣が不規則になっている高齢者を対象に、短期間宿泊してもらい、生活習慣の指導や体調調整を行う。また緊急時の受入も行う。原則として年間1人7日以内。 委託先 老健さやか・(特養愛の郷 予定) 利用料 要支援1相当額
意図	介護保険の認定がない高齢者であっても、身体状態や家族等の状況により、短期施設入所を希望された場合に利用可能。見守りのある環境で、本人家族やが安心して過ごせるようにする。また入所中の様子によっては、介護認定の手続きを進めたり、次のサービスにつなぐ方法としても有効である。
事業実施の経緯・こ	①合併時の協議による。 ②介護認定者以外の生活習慣が不規則になっている高齢者や緊急で宿泊が必要になった方が宿泊をするための事業。(千曲病院・老健さやか) ③事業の拡大・縮小は行っていない。 ④H27~ 介護保険制度上の要支援1相当での委託料、利用料に変更  高齢者の生活習慣指導や体調調整を行うための事業。緊急時の受入も行っている。利用者は少ないが、必要となった場合には有効な事業であり、費用対効果は高い。

# 事務事業シート\_基礎シート

① 事務事業名	介護保険特別会計(包括支援センター職員派遣)	開始年度	
事務事業通番	4	予算名	介護保険特別会計
分類区分	内部管理・庶務	枝番	7
事務事業の法的根拠		補助/単独	補助
関係する個別計画			

② 総合計画の体系(H29～R8)	
基本構想	重点施策A 住み続けたいを守る持続可能なまちづくり
施策	重点施策A 3 高齢者福祉の充実
	設定した目標 -
主な施策	3-2 介護予防・生活支援サービスの充実・強化

③ コミュニティ創生戦略の位置づけ(H27～R1)	
基本目標	設定した目標 -
施策	重要業績評価指標(KPI) -
事業名	

④ 行財政改革大綱における進捗状況(H26～R2)	R2
活動計画名	

⑤ 対象	町内すべての高齢者。
事業概要	地域包括支援センターへ佐久総合病院より社会福祉士及び保健師を派遣してもらい、高齢者の支援(介護予防ケアマネジメント・総合相談支援業務・高齢者権利擁護・包括的・継続的ケアマネジメント)を実施していきます。
意図	佐久総合病院より職員(社会福祉士・保健師)の派遣をいただき、相談業務や高齢者の権利擁護などといった専門性の高い業務を担ってもらうことで、高齢者本意の生活や介護サービスが受けられるよう支援していきます。
事業実施の経緯・こ	<p>①合併時の協議による。</p> <p>②介護保険法に定める地域包括支援センター設置に基づき包括支援センターを設置するにあたり、社会福祉士と保健師を派遣いただいている。</p> <p>③派遣人数(2人)に変動はないが、定期的に入れ替え(人事異動)がある。</p> <p>佐久総合病院からの派遣で対応をしていることで、地域医療との繋がりが強く、町民から見ても有効ではあるが、派遣である以上、人事異動が伴い、後任者は地域性や町民との関わりをいちから構築しなければならない。</p>

⑥ 目標の達成状況	基準値(H27)	目標値(R3)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合計画	-	-										
創生戦略												
基本目標	-	-										
施策	-	-										

(千円)

⑦ 決算額の推移	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
事業費	12,303	12,545	12,833	11,082	11,886	11,964						
財源内訳												
一般財源	5,867	4,302	5,591	4,682	5,022	5,055						
国県補助金	6,436	6,182	4,740	6,400	6,864	6,909						
その他		2,061	2,502									
人件費												
職員数(A)			0.00									
職員数(B)			0.00	0.00	0.00	0.00						
職員数(C)			0.00									
正職員以外			0									
概算人件費	0	0	35	35	35	35	0	0	0	0	0	0
総事業費	12,303	12,545	12,868	11,117	11,921	11,999	0	0	0	0	0	0

## ⑧ 内部取扱事項

--

# 事務事業シート\_基礎シート

① 事務事業名	介護保険特別会計(緊急通報システム)	開始年度	
事務事業通番	4	予算名	介護保険特別会計
分類区分	ソフト(任意)	補助/単独	補助
事務事業の法的根拠	佐久穂町緊急通報システム運営要綱		
関係する個別計画	佐久穂町老人福祉計画・佐久穂町第7期介護保険事業計画		

② 総合計画の体系(H29~R8)	
基本構想	重点施策A 住み続けたいを守る持続可能なまちづくり
施策	重点施策A 3 高齢者福祉の充実
	設定した目標 -
主な施策	3-2 介護予防・生活支援サービスの充実・強化

③ コミュニティ創生戦略の位置づけ(H27~R1)	
基本目標	設定した目標 -
施策	重要業績評価指標(KPI) -
事業名	

④ 行財政改革大綱における進捗状況(H26~R2)	R2
活動計画名	

⑥ 目標の達成状況	基準値(H27)	目標値(R3)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合計画	-	-										
創生戦略												
基本目標	-	-										
施策	-	-										

⑦ 決算額の推移	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
事業費	1,500	1,452	1,292	1,199	1,014	876						
財源内訳												
一般財源	541	524	563	372	311	281						
国県補助金	763	739	477	692	586	506						
その他	196	189	252	135	117	89						
人件費												
職員数(A)												
職員数(B)			0.05	0.10	0.10	0.10						
職員数(C)												
正職員以外												
概算人件費	0	0	419	838	838	838	0	0	0	0	0	0
総事業費	1,500	1,452	1,711	2,037	1,852	1,714	0	0	0	0	0	0

## ⑧ 内部取扱事項

--

⑤ 対象	当事業が必要な独居・高齢者のみの世帯等
事業概要	貸与決定をした高齢者等(概ね70歳以上)宅に安否確認装置(センサー)を設置し、24時間365日の見守りが入ることによって、緊急時には支援者等へオペレーターによる通報が入る仕組み。 利用者負担額 課税世帯900円 非課税世帯300円 ※町から業者への委託料は、1,880円/1世帯
意図	高齢者や虚弱者の方が安心して在宅生活を維持していくために、緊急時の連絡やその支援体制づくりができ、安定した在宅生活が継続できる。 別居家族の不安軽減にも寄与している。
事業実施の経緯・こ	・合併時の協議による。 ・高齢者福祉の増進、一人暮らし老人等に対する緊急時連絡体制の確保のため ・平成27年度をもって委託してきたアスク進共が倒産。H28は機器をそのまま引き継ぐことのできる立山システムに委託。平成28年度中に今後の委託業者を選定する。 ・平成28年度、プロポーザル方式により業者選定。平成29年度以降、立山システム研究所に委託。  高齢者や虚弱者が安心して在宅生活を維持していくために、緊急時の連絡やその支援体制づくりができ、迅速な対応が成されている。

# 事務事業シート\_基礎シート

① 事務事業名	介護保険特別会計(安否確認を伴う配食サービス)	開始年度	
事務事業通番	4	予算名	介護保険特別会計
分類区分	ソフト(任意)	補助/単独	補助
事務事業の法的根拠	佐久穂町在宅老人福祉サービス事業実施要綱		
関係する個別計画	佐久穂町老人福祉計画・佐久穂町第7期介護保険事業計画		

② 総合計画の体系(H29～R8)	
基本構想	重点施策A 住み続けたいを守る持続可能なまちづくり
施策	重点施策A 3 高齢者福祉の充実
	設定した目標 -
主な施策	3-2 介護予防・生活支援サービスの充実・強化

③ コミュニティ創生戦略の位置づけ(H27～R1)	
基本目標	設定した目標 -
施策	重要業績評価指標(KPI) -
事業名	

④ 行財政改革大綱における進捗状況(H26～R2)		R2
活動計画名	48 配食サービス事業	A

⑥ 目標の達成状況	基準値(H27)	目標値(R3)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合計画	-	-										
創生戦略												
基本目標	-	-										
施策	-	-										

(千円)

⑦ 決算額の推移	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
事業費	6,331	7,270	6,863	6,426	5,880	6,090						
財源内訳												
一般財源	2,582	3,007	4,163	2,715	2,484	2,573						
国県補助金	3,640	4,238	2,535	3,711	3,396	3,517						
その他	109	25	165									
人件費												
職員数(A)												
職員数(B)			0.08	0.08	0.08	0.08						
職員数(C)												
正職員以外												
概算人件費	0	0	629	629	629	629	0	0	0	0	0	0
総事業費	6,331	7,270	7,492	7,055	6,509	6,719	0	0	0	0	0	0

## ⑧ 内部取扱事項

--

⑤ 対象	独居・高齢者のみの世帯等で、老衰、心身の障がい、傷病等の理由で調理することが困難と町が決定した高齢者
事業概要	なんらかの事情で食事の調理が困難な高齢者の方等に対して、栄養のバランスのとれた食事、消化のよい食事を調理し、定期的に配達します。また、その際に声がけによる安否確認を実施することで、緊急時の対応、安定した在宅生活を援助していきます。安否確認の配達は1人1日1食のみ、350円を町が負担し、差額を利用者が負担。昼または夜に実施。
意図	バランスの良い食事を提供することで健康に留意し、安定した在宅生活の継続に寄与します。また当事業は安否確認を実施しており、必要に応じて関係機関との連携を図りながら、緊急時には早期対応に務めます。
事業実施の経緯・こ	<p>①合併時の協議による</p> <p>②調理の困難となった高齢者の在宅生活支援のため食事の提供を行っている。また社会問題となっている孤独死防止のため食事の提供とともに安否確認を配達業者が行っている。</p> <p>③事業の実施方法に大きな変更はない。またおたっしや弁当の発注金額が1食450円であり、課税世帯の利用額は実費の450円となっていることから利用者負担についても変更はされていない。</p> <p>④H27年度より、弁当配達の手配、代金の徴収を役場でやる方式から、利用者と業者でやりとりする方法に変更。業者も種類も利用者が選択できるように変更。町は安否確認代として1日1食350円を業者に支払う。</p> <p>安否確認及び健康の保持のための食事を提供することは、安定した在宅生活の継続支援に寄与している。</p>

# 事務事業シート\_基礎シート

① 事務事業名	介護保険特別会計(認知症総合支援事業)	開始年度	
事務事業通番	4	予算名	介護保険特別会計
分類区分	ソフト(任意)	枝番	11
事務事業の法的根拠	総合相談支援事業		
関係する個別計画	佐久穂町老人福祉計画・佐久穂町第7期介護保険事業計画		

② 総合計画の体系(H29～R8)	
基本構想	重点施策A 住み続けたいを守る持続可能なまちづくり
施策	重点施策A 3 高齢者福祉の充実
	設定した目標 -
主な施策	3-3 介護サービス基盤の構築

③ コミュニティ創生戦略の位置づけ(H27～R1)	
基本目標	設定した目標 -
施策	重要業績評価指標(KPI) -
事業名	

④ 行財政改革大綱における進捗状況(H26～R2)	R2
活動計画名	

⑥ 目標の達成状況	基準値(H27)	目標値(R3)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合計画	-	-										
創生戦略												
基本目標	-	-										
施策	-	-										

⑦ 決算額の推移	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
事業費	0	735	361	279	214	55						
財源内訳												
一般財源		485	157	118	90	23						
国県補助金		250	133	161	124	32						
その他			70									
人件費												
職員数(A)												
職員数(B)			0.03	0.06	0.06	0.06						
職員数(C)			0.15	0.02	0.02	0.02						
正職員以外												
概算人件費	0	0	1,123	591	591	591	0	0	0	0	0	0
総事業費	0	735	1,484	870	805	646	0	0	0	0	0	0

## ⑧ 内部取扱事項

--

⑤ 対象	在宅で生活しており、認知症が疑われる人または認知症の人。医療サービス、介護サービスを受けていない、中断している人。認知症の行動、心理症状が顕著なため対応に苦慮している人。
事業概要	①認知症初期集中支援チーム…複数の専門職が認知症の人(疑われる人含む)及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的(概ね6か月)に行い、自立生活のサポートを行う。チームのメンバー・専門医と医療と介護の専門職(保健師、看護師、作業療法士、介護福祉士、社会福祉士等)。 ②認知症地域支援推進員…認知症施策や事業の企画調整等を行う。初期個別相談、各種カフェの運営開催。 ③認知症サポーター養成講座の開催…毎年、小学5年生と中学2年生を対象に認知症に対する正しい知識を普及啓発する学習会を開催。受講者を認知症サポーターに認定し、地域における認知症高齢者や家族の見守りや幅広い支援のしくみの構築につなげる。
意図	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けるために、認知症地域支援推進員、上記チームの早期関わりにより、早期対応、支援をすすめていく。
事業実施の経緯・こ	①認知症症状が見られるものの医療の診断を受けていない方、また精神科等の受診につながらない方、精神科医師の相談を希望する方に対し、必要なケースは受診につなげていく支援を行う。 ②認知症初期集中支援チームのサポート医は、千曲病院医師2名がH29.8月に受講しサポート医となった。チーム員は、包括支援センター、佐久病院、千曲病院、さやか職員等で構成されている。  地域支援事業の包括的支援事業に位置付けられ、H30年度には全国の市町村で実施とされている。高齢者支援委員会にて認知症ケアパス(認知症ガイドブック)をH28年度中に作成し、H29.4月全戸配布を行った。認知症予防や当時から参加できるカフェを新設し定例開催されている(月2回)認知症初期集中支援チームは千曲病院と連携協力しており、H29年度の早期の段階でチーム作成を目指す。  介護保険制度改革により地域支援事業の推進が強化され、認知症初期集中支援チームの設置、認知症地域支援推進員の設置は包括的支援事業の中に位置づけられH29年度末までに整備するよう示されている。

(千円)

# 事務事業シート\_基礎シート

① 事務事業名	介護保険特別会計(徘徊高齢者等位置検索サービス事業)		開始年度	
事務事業通番	4	予算名	介護保険特別会計	枝番
分類区分	ソフト(任意)		補助/単独	単独
事務事業の法的根拠	佐久穂町徘徊高齢者等位置検索サービス事業実施要綱			
関係する個別計画	佐久穂町老人福祉計画・佐久穂町第7期介護保険事業計画			

② 総合計画の体系(H29~R8)				
基本構想	重点施策A 住み続けたいを守る持続可能なまちづくり			
施策	重点施策A 3 高齢者福祉の充実			
	設定した目標	-		
主な施策	3-3 介護サービス基盤の構築			

③ コミュニティ創生戦略の位置づけ(H27~R1)				
基本目標	設定した目標			
	-			
施策	重要業績評価指標(KPI)			
	-			
事業名				

④ 行財政改革大綱における進捗状況(H26~R2)				R2
活動計画名				

⑤ 対象	佐久穂町に住所を有し、は書かなくてもいいですかね)認知症状があり、徘徊による行方不明のおそれがある在宅の高齢者等
事業概要	当該利用者が位置検索端末(GPS)を携帯し、行方不明となった際に位置検索サービス事業者(セコム上信越(株))が位置検索を行う。  導入費用は町負担。月額利用料、位置情報検索料などは利用者負担。
意図	行方不明捜索時の早期発見と、家族の負担軽減を図る。
事業実施の背景・これまででの経過	平成20年10月1日から施行。事業内容の変更はなし。H27.4.1-消費税率引き上げに伴う利用料の変更。当該利用者自身が端末を携帯しておく必要があるため、導入前に必ずデモ機による試行など個別相談を行っている。

⑥ 目標の達成状況	基準値(H27)	目標値(R3)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合計画	-	-										
創生戦略												
基本目標	-	-										
施策	-	-										

(千円)

⑦ 決算額の推移	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
事業費	0	0	0	0	0	0						
財源内訳												
一般財源				0	0	0						
国県補助金				0	0	0						
その他												
人件費												
職員数(A)												
職員数(B)												
職員数(C)												
正職員以外												
概算人件費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総事業費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

## ⑧ 内部取扱事項

# 事務事業シート\_基礎シート

① 事務事業名	介護保険特別会計(家族介護者交流事業)	開始年度	
事務事業通番	4	予算名	介護保険特別会計
分類区分	ソフト(任意)	枝番	13
事務事業の法的根拠		補助/単独	補助
関係する個別計画			

② 総合計画の体系(H29~R8)	
基本構想	重点施策A 住み続けたいを守る持続可能なまちづくり
施策	重点施策A 3 高齢者福祉の充実
設定した目標	—
主な施策	

③ コミュニティ創生戦略の位置づけ(H27~R1)	
基本目標	設定した目標 —
施策	重要業績評価指標(KPI) —
事業名	

④ 行財政改革大綱における進捗状況(H26~R2)	R2
活動計画名	

⑥ 目標の達成状況	基準値(H27)	目標値(R3)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合計画	—	—										
創生戦略												
基本目標	—	—										
施策	—	—										

⑦ 決算額の推移	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
事業費	259	226	240	357	158	0						
財源内訳												
一般財源	107	94	105	151	67	0						
国県補助金	152	132	88	206	91	0						
その他			47									
人件費												
職員数(A)												
職員数(B)			0.01									
職員数(C)				0.00	0.00	0.00						
正職員以外												
概算人件費	0	0	84	25	25	0	0	0	0	0	0	0
総事業費	259	226	324	382	183	0	0	0	0	0	0	0

## ⑧ 内部取扱事項

--

⑤ 対象	高齢者を介護している家族
事業概要	介護者を介護から一時的に開放し心身のリフレッシュをしてもらう。また介護者同士の交流の場ともなっている。 町社協に委託し、年2回の日帰り旅行の実施
意図	在宅介護を長期に渡り続けている介護者を支援をすることで、介護者の精神面での疲労軽減を図る。
事業実施の背景・これまで経過	①合併時の協議による ②介護者は日々身体的・精神的に多くのストレスを抱えていると考えられる。また介護に時間を割いていることから、孤立しがちになることもある。そこで一時的に介護から開放される時間をつくることでリフレッシュをしてもらう。また参加者同士が情報を交換することで、介護へのモチベーションを高めよう。 ③以前は介護のための講習会・講演会などを実施した時期もあったが、参加者から「心身ともにリラックスできる時間のほうがよいのではないか」との意見をいただき、ここ数年は日帰りの旅行としている。 ④平成23年度より参加者の都合を考慮し、参加可能日を2日から4日に増やしている。 ⑤参加者の減少により平成29年度から年2回の計画となる。

# 事務事業シート\_基礎シート

① 事務事業名	介護保険特別会計(介護用品支給)	開始年度	
事務事業通番	4	予算名	介護保険特別会計
分類区分	ソフト(任意)	枝番	14
事務事業の法的根拠	介護用品支給実施要綱		
関係する個別計画	佐久穂町老人福祉計画・佐久穂町第7期介護保険事業計画		

② 総合計画の体系(H29~R8)	
基本構想	重点施策A 住み続けたいを守る持続可能なまちづくり
施策	重点施策A 3 高齢者福祉の充実
設定した目標	—
主な施策	

③ コミュニティ創生戦略の位置づけ(H27~R1)		
基本目標	設定した目標	—
施策	重要業績評価指標(KPI)	—
事業名		

④ 行財政改革大綱における進捗状況(H26~R2)	R2
活動計画名	

⑤ 対象	在宅で3ヶ月以上常時介護用品を使用してる高齢者等
事業概要	支給対象者及び同居する家族全員が町民税非課税世帯の者・身体障害者手帳の交付を受けた者で障害の程度が1級又は2級に該当する者、療育手帳の交付を受けた者で障害の程度がAに該当する者に月額3000円、支給対象者が町民税非課税でかつ世帯の合計所得が750万円未満の者に月額2000円分の引換券を支給。 引換券は年3回、4月・8月・12月にそれぞれ4ヶ月分を有効期限を定め支給。 利用者は介護用品を購入する際、事業者引換券を提出し、購入金額から引換券の合計を差し引いた額を支払う。 指定事業者は翌月末までに使用済み引換券を添えて相当額を町へ請求。
意図	高齢者の衛生的な在宅生活の継続と、介護者の精神的・経済的負担の軽減を図る。
事業実施の経緯・こ	①合併時の協議により佐久穂町介護用品支給事業実施要綱を制定 ②住み慣れた自宅での生活をできる限り継続していくことは多くの方の願いである。しかしながら病弱な高齢者にとって在宅生活の継続が困難となる要因のひとつに排泄がある。そこで町がその部分を支援することでできる限り在宅での生活を継続できるようにしていく  心身の機能の低下と共に高齢者には日常生活を送る過程において排泄は大きな課題である。介護用品を使用することにより高齢者に安心感を与え、生活への意欲を培うことができる。

⑥ 目標の達成状況	基準値(H27)	目標値(R3)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合計画	-	-										
創生戦略												
基本目標	-	-										
施策	-	-										

(千円)

⑦ 決算額の推移	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
事業費	2,706	2,392	2,488	2,000	1,799	1,929						
財源内訳												
一般財源	1,123	993	1,084	845	760	815						
国県補助金	1,583	1,399	919	1,155	1,039	1,114						
その他			485									
人件費												
職員数(A)												
職員数(B)			0.02	0.03	0.03	0.03						
職員数(C)												
正職員以外												
概算人件費	0	0	175	210	210	210	0	0	0	0	0	0
総事業費	2,706	2,392	2,663	2,210	2,009	2,139	0	0	0	0	0	0

## ⑧ 内部取扱事項

--

# 事務事業シート\_基礎シート

① 事務事業名	介護保険特別会計(保険給付費)	開始年度	
事務事業通番	4	予算名	介護保険特別会計
分類区分	ソフト(義務)	枝番	15
		補助/単独	補助
事務事業の法的根拠	介護保険法		
関係する個別計画	佐久穂町老人福祉計画・佐久穂町第7期介護保険事業計画		

② 総合計画の体系(H29～R8)	
基本構想	重点施策A 住み続けたいを守る持続可能なまちづくり
施策	重点施策A 3 高齢者福祉の充実
	設定した目標 ー
主な施策	3-3 介護サービス基盤の構築

③ コミュニティ創生戦略の位置づけ(H27～R1)	
基本目標	設定した目標 ー
施策	
	重要業績評価指標(KPI) ー
事業名	

④ 行財政改革大綱における進捗状況(H26～R2)	R2
活動計画名	

⑤ 対象	要支援及び要介護認定者
事業概要	要介護・要支援認定者が介護サービスを利用したときに保険給付費分を国民健康保険団体連合会へ支払う(国保連合会は事業者への給付を行う) 介護サービス・・・居宅介護サービス・施設介護サービス・居宅介護サービス計画給付・地域密着型介護サービス・特定入所者介護サービス なお、福祉用具購入費・住宅改修費・高額介護サービス費・高額医療合算介護サービス費は償還払いとなっており利用者へ町から直接給付を行う。
意図	介護サービス提供事業所に対して国保連合会を通して介護保険給付費を給付する。
事業実施の経緯・これまで	①平成12年度に介護保険事業発足。 ②3年に1度の介護保険計画を経て現在に至る。 ③平成12年度から給付費は約1.9倍になっている。(制度改正で給付項目が増えていることと、要介護認定者の増加による)  介護保険法による ・制度を維持するために費用負担を見直し。 H27.8.1～ 一定以上所得者の負担割合2割を新設。 負担上限額の変更。 食費・部屋代の負担軽減について、預貯金を勘案等 H28.8.1～ 食費・部屋代の負担軽減について、非課税年金収入も勘案。 H28.4.1～地域密着型通所介護の創設。指定事務・監督事務を市町村へ移譲。 H29.4.1～市町村が主体となって地域の実情に応じて行う「介護予防・日常生活支援総合事業」始まる。 H30.4.1～居宅介護支援事業所の指定権限・監督事務を市町村へ移譲。

⑥ 目標の達成状況	基準値(H27)	目標値(R3)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合計画	-	-										
創生戦略												
基本目標	-	-										
施策	-	-										

(千円)

⑦ 決算額の推移	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
事業費	1,177,862	1,162,468	1,223,900	1,266,439	1,312,241	1,343,041						
財源内訳												
一般財源	368,102	355,774	386,220	396,902	241,399	420,342						
国県補助金	809,760	806,694	837,680	869,537	1,070,842	922,699						
その他												
人件費												
職員数(A)			0.00									
職員数(B)			0.00									
職員数(C)			0.50	0.50	0.50	0.50						
正職員以外			0									
概算人件費	0	0	3,044	3,044	3,044	3,044	0	0	0	0	0	0
総事業費	1,177,862	1,162,468	1,226,944	1,269,483	1,315,285	1,346,085	0	0	0	0	0	0

## ⑧ 内部取扱事項

--

# 事務事業シート\_基礎シート

① 事務事業名	介護保険特別会計(成年後見制度)	開始年度	
事務事業通番	4	予算名	介護保険特別会計
分類区分	ソフト(任意)	枝番	16
		補助/単独	補助
事務事業の法的根拠	<small>老人福祉法第32条、知的障害者福祉法第27条の3ほか、民法第7条、後見開始成年後見等開始審判の町長申立てに関する要綱、後見開始成年後見制度利用支給事業実施要綱</small>		
関係する個別計画	佐久穂町老人福祉計画		

② 総合計画の体系(H29~R8)	
基本構想	重点施策A 住み続けたいを守る持続可能なまちづくり
施策	重点施策A 3 高齢者福祉の充実
	設定した目標 -
主な施策	

③ コミュニティ創生戦略の位置づけ(H27~R1)	
基本目標	設定した目標 -
施策	重要業績評価指標(KPI) -
事業名	

④ 行財政改革大綱における進捗状況(H26~R2)	R2
活動計画名	

⑥ 目標の達成状況	基準値(H27)	目標値(R3)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合計画	-	-										
創生戦略												
基本目標	-	-										
施策	-	-										

(千円)

⑦ 決算額の推移	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
事業費	0	0	0	0	6	0						
財源内訳												
一般財源	0	0	0		3	0						
国県補助金					3							
その他												
人件費												
職員数(A)												
職員数(B)				0.03	0.01	0.01						
職員数(C)												
正職員以外												
概算人件費	0	0	0	210	105	105	0	0	0	0	0	0
総事業費	0	0	0	210	111	105	0	0	0	0	0	0

## ⑧ 内部取扱事項

--

⑤ 対象	成年後見等対象者
事業概要	成年後見等開始審判の町長申立て 本人の能力、生活状況及び健康状況並びに親族の意思確認、その他本人の必要性を総合的に考慮し実施する。この場合の申立て費用は町長が負担し、裁判所の判断を待ってその費用負担の還付を後見人に請求する。 成年後見費用の助成 裁判所より費用の負担を命ずることがなかった場合
意図	後見開始手続きの開始に当たっては極力親族に委ね、最後の手段として町長が行うものとする。
事業実施の経緯	判断能力の低下している本人に対して、親族が後見人開始を申立てをする意志がない場合有力な手段である。 介護保険地域支援事業による国県にも負担を求める制度があるが、既に限度額に達しているため、全額町負担となる。 身寄りのない方への支援や、高齢者虐待(経済的)に対して成年後見制度を申し立てることが増えると思われる。

# 事務事業シート\_基礎シート

① 事務事業名	介護保険特別会計(介護者手当支給事業)	開始年度	
事務事業通番	4	予算名	介護保険特別会計
分類区分	ソフト(任意)	枝番	17
事務事業の法的根拠	佐久穂町長期療養者介護手当支給規則		
関係する個別計画	佐久穂町老人福祉計画・佐久穂町第6期介護保険事業計画		

② 総合計画の体系(H29~R8)	
基本構想	重点施策A 住み続けたいを守る持続可能なまちづくり
施策	重点施策A 3 高齢者福祉の充実
	設定した目標 -
主な施策	3-3 介護サービス基盤の構築

③ コミュニティ創生戦略の位置づけ(H27~R1)	
基本目標	設定した目標 -
施策	重要業績評価指標(KPI) -
事業名	

④ 行財政改革大綱における進捗状況(H26~R2)	R2
活動計画名	46 介護者手当支給事業
	A

⑥ 目標の達成状況	基準値(H27)	目標値(R3)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合計画	-	-										
創生戦略												
基本目標	-	-										
施策	-	-										

(千円)

⑦ 決算額の推移	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
事業費	4,088	2,884	2,562	2,058	1,274	1,218						
財源内訳												
一般財源	1,696	1,197	1,616	870	538	1,218						
国県補助金	2,392	1,687	946	1,188	736	0						
その他												
人件費												
職員数(A)												
職員数(B)			0.03	0.04	0.04	0.04						
職員数(C)												
正職員以外												
概算人件費	0	0	245	349	349	349	0	0	0	0	0	0
総事業費	4,088	2,884	2,807	2,407	1,623	1,567	0	0	0	0	0	0

⑧ 内部取扱事項	
----------	--

⑤ 対象	重度障害者及び寝たきり高齢者、認知症高齢者を6ヶ月以上介護している者
事業概要	常に介護が必要な高齢者を在宅で6ヶ月以上継続して介護している介護者に対して、その労をねぎらいうことも含めて支援している。 対象となる要件 在宅で6ヶ月以上継続して常時介護にあっており、その要介護者が要介護4・5であること など 月額14,000円支給(支給は年2回)
意図	介護保険の重要な目的である、在宅での介護が続けられるための介護者支援の一つとして、介護者の労をねぎらい、家族の協力をえて、介護生活が続けられるように支援していく。介護者の身体的、精神的、経済的負担の支援をしていく。
事業実施の経緯・こ	①合併時の協議による ②重度の要介護者を在宅で介護されている方の労をねぎらうこと、また介護給付費の抑制を目的に実施。 ③H17月額18000円 H18~26月額15000円 ④H27から月額14000円に ※国および県の地域支援事業交付金の対象事業になっているが、国の示す交付基準が厳格化され、平成31年度からは国・県の交付基準からは外れる見込み。(平成31年度以降、当面は町の単独予算で実施予定。) 在宅介護を推進、維持するためには、介護者への支援対策が重要であり、介護者への心のケア、経済的支援と共に、要介護者にとっても住み慣れた環境での生きがい対策として維持していくために有効である。

# 事務事業シート\_基礎シート

① 事務事業名	介護保険特別会計(多様な主体による見守り生活支援サポート事業)		開始年度	H28	
事務事業通番	4	予算名	介護保険特別会計	枝番	18
分類区分	ソフト(義務)		補助/単独	補助	
事務事業の法的根拠	介護保険法				
関係する個別計画	佐久穂町老人福祉計画・佐久穂町第7期介護保険事業計画				

② 総合計画の体系(H29~R8)	基本構想 重点施策A 住み続けたいを守る持続可能なまちづくり			
施策	重点施策A 3 高齢者福祉の充実			
設定した目標	A-3 生活支援コーディネーター数			
主な施策	3-2 介護予防・生活支援サービスの充実・強化			

③ コミュニティ創生戦略の位置づけ(H27~R1)	基本目標 I 地域コミュニティ「住み続けたい」という意思を尊重しすべての既存集落における居住機能を担保			
設定した目標	I 住民の居住地区満足度-集落別/全体平均			
施策	I-2 地域コミュニティによるケア体制の強化			
重要業績評価指標(KPI)	I-2 生活支援コーディネーターの人数			
事業名	I-2 (1) 多様な主体による見守り生活支援サポート			

④ 行財政改革大綱における進捗状況(H26~R2)	R2			
活動計画名				

⑤ 対象	65歳以上の住民			
事業概要	<p>・高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくために、ちょっとした困りごとを地域で助け合い支え合う体制を充実させる。(介護保険制度を公助とすると、介護保険以外の自助、共助のしくみを掘り起し、発展させる。)</p> <p>・生活支援コーディネーターと協議体を設置し、地域の生活支援資源(地域活動やボランティア、民間業者など)の発掘と育成。資源と個人を結びつけ高齢者を地域で支えるしくみの構築を支援する。</p>			
意図	住民、社会福祉法人、NPO、民間企業等の多様な主体による生活支援サービスの提供体制の構築を支援するとともに、高齢者自身も生活支援の担い手として活躍することにより、生きがいや介護予防にもつながる。			
事業実施の背景・これまで経過	<p>平成28年度 生活支援体制整備協議体を設置</p> <p>平成29年度 生活支援コーディネーターを選任</p> <p>全ての市町村にH29年度末までに設置義務。</p>			

⑥ 目標の達成状況	基準値(H27)	目標値(R3)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合計画	0人	1人(H29)	1人	1人(H29)	1人(H29)	1人(H29)						
創生戦略	別冊資料参照/65.1%	過半数の集落で増加/基準値以上		過半数の集落で増加/基準値以上	過半数の集落で増加/基準値以上	過半数の集落で増加/基準値以上						
基本目標												
施策	—	2人(H27-31)	1人	2人(H27-31)								

(千円)

⑦ 決算額の推移	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
事業費		72	701	1,061	1,060	1,239						
財源内訳												
一般財源		30	305	448	448	523						
国県補助金		42	259	613	612	716						
その他			137									
人件費												
職員数(A)												
職員数(B)			0.05	0.19	0.19	0.19						
職員数(C)												
正職員以外												
概算人件費	0	0	419	1,607	1,607	1,607	0	0	0	0	0	0
総事業費	#VALUE!	72	1,120	2,668	2,667	2,846	0	0	0	0	0	0

⑧ 内部取扱事項												
----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

# 事務事業シート\_基礎シート

① 事務事業名	敬老事業(敬老訪問)	開始年度	
事務事業通番	103120 予算名 老人福祉一般経費	枝番	1
分類区分	ソフト(任意)	補助/単独	単独
事務事業の法的根拠	老人福祉法第4条		
関係する個別計画	佐久穂町老人福祉計画		

② 総合計画の体系(H29~R8)	
基本構想	重点施策A 住み続けたいを守る持続可能なまちづくり
施策	重点施策A 3 高齢者福祉の充実
	設定した目標   -
主な施策	

③ コミュニティ創生戦略の位置づけ(H27~R1)	
基本目標	設定した目標   -
施策	重要業績評価指標(KPI)   -
事業名	

④ 行財政改革大綱における進捗状況(H26~R2)		R2
活動計画名	44 敬老事業(敬老訪問)	B

⑤ 対象	その年の町内在住88歳到達者及び99歳以上の高齢者
事業概要	88歳到達者及び99歳以上高齢者に対し町長が直接訪問をして長寿を祝う。記念品贈呈・記念撮影・記念写真贈呈 100歳を迎える方へは、内閣総理大臣、県知事からの祝の伝達を併せて行っている。
意図	88歳到達者及び99歳以上高齢者に対し町長が直接訪問し記念品を贈呈し記念撮影をすることにより、社会での存在感を認識し生きる気力充実の糧としていただきたい。
事業実施の経緯・これまで	①合併時の協議による。 ②年長者を敬愛し、長寿を祝う。町長が米寿・白寿・100歳以上の方へ直接訪問し、記念品を贈呈、記念撮影をすることで、社会での存在感を認識し、気力充実の糧としていただく。 ③平成25年度より77歳のお祝い品を廃止 高齢者の方々に対し畏敬の念を抱き、高齢者福祉の充実に努めている。

⑥ 目標の達成状況	基準値(H27)	目標値(R3)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合計画	-	-										
創生戦略												
基本目標	-	-										
施策	-	-										

(千円)

⑦ 決算額の推移	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
事業費	575	540	543	544	549	577						
財源内訳												
一般財源	575	540	543	544	549	577						
国県補助金												
その他												
人件費												
職員数(A)			0.02	0.02	0.02	0.02						
職員数(B)			0.10	0.10	0.10	0.10						
職員数(C)			0.05	0.04	0.04	0.04						
正職員以外												
概算人件費	0	0	1,341	1,280	1,280	1,280	0	0	0	0	0	0
総事業費	575	540	1,884	1,824	1,829	1,857	0	0	0	0	0	0

## ⑧ 内部取扱事項

--

# 事務事業シート\_基礎シート

① 事務事業名	敬老事業(地区敬老事業)	開始年度	
事務事業通番	103120 予算名 老人福祉一般経費	枝番	2
分類区分	ソフト(任意)	補助/単独	単独
事務事業の法的根拠	老人福祉法第4条		
関係する個別計画	佐久穂町老人福祉計画		

② 総合計画の体系(H29~R8)	
基本構想	重点施策A 住み続けたいを守る持続可能なまちづくり
施策	重点施策A 3 高齢者福祉の充実
設定した目標	—
主な施策	

③ コミュニティ創生戦略の位置づけ(H27~R1)	
基本目標	設定した目標 —
施策	重要業績評価指標(KPI) —
事業名	

④ 行財政改革大綱における進捗状況(H26~R2)	R2
活動計画名	45 敬老事業(地区敬老事業) C

⑤ 対象	町内在住の70歳以上の者
事業概要	区、分館、地元高齢者クラブ等が実施する敬老事業に対する扶助(海瀬館・篠屋旅館・地元公民館・飲食店等で実施した場合、参加者1人2,000円の扶助)
意図	地域をあげて高齢者の長寿を祝い繋がりを密にすることで高齢者の孤立などを未然に防ぐ効果が期待できる。
事業実施の経緯・こ	<p>①合併時の協議による</p> <p>②地域(区・分館・高齢者クラブ等)が主体と成り、長年にわたり社会に貢献してきた高齢者を敬い、長寿を祝う。</p> <p>③事業の実施方法に変更はないが、今後も地区が主体的となって敬老事業を展開されていくことを求めている。</p> <p>④平成26年度より、臼石荘・海瀬館・篠屋旅館で実施の場合は1人2,500円扶助で、地元開催の場合は1人1,500円扶助を一律2,000円に変更する。</p> <p>⑤平成27年度より地区敬老事業を行うお店を限定しない。</p> <p>区、分館の事業として定着してきており、地域で主体的に高齢者の長寿を祝福し、交流を図ることにより、高齢者の孤独感、疎外感の払拭に効果があり、これからの生きる種につながる。</p>

⑥ 目標の達成状況	基準値(H27)	目標値(R3)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合計画	—	—										
創生戦略												
基本目標	—	—										
施策	—	—										

(千円)

⑦ 決算額の推移	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
事業費	2,584	2,570	2,536	2,568	2,338	0						
財源内訳												
一般財源	2,584	2,570	2,536	2,568	2,338	0						
国県補助金												
その他												
人件費												
職員数(A)												
職員数(B)			0.05	0.05	0.05	0.05						
職員数(C)												
正職員以外												
概算人件費	0	0	419	419	419	419	0	0	0	0	0	0
総事業費	2,584	2,570	2,955	2,987	2,757	419	0	0	0	0	0	0

## ⑧ 内部取扱事項

--

# 事務事業シート\_基礎シート

① 事務事業名	ゲートボール場管理事業	開始年度	
事務事業通番	103120	予算名	老人福祉一般経費
分類区分	施設管理	枝番	3
		補助/単独	単独
事務事業の法的根拠	佐久穂町屋内ゲートボール場条例及び同条例施行規則		
関係する個別計画	佐久穂町老人福祉計画・佐久穂町第7期介護保険事業計画		

② 総合計画の体系(H29~R8)	
基本構想	重点施策A 住み続けたいを守る持続可能なまちづくり
施策	重点施策A 3 高齢者福祉の充実
	設定した目標 -
主な施策	

③ コミュニティ創生戦略の位置づけ(H27~R1)	
基本目標	設定した目標 -
施策	重要業績評価指標(KPI) -
事業名	

④ 行財政改革大綱における進捗状況(H26~R2)		R2
活動計画名	141 ゲートボール場管理事業	A

⑤ 対象	屋内3ゲートボール場利用者
事業概要	海瀬ゲートボール場・穂積屋内ゲートボール場・畑屋内ゲートボール場の維持管理
意図	ゲートボールを通じて高齢者同士の交流や親睦を深めてもらうとともに、健康増進(介護予防)・引きこもり防止を目的に実施しています。
事業実施の経緯・これまで	<p>①合併時の協議による</p> <p>②ゲートボールを通じての高齢者同士の交流・また軽度の運動をすることによる介護予防効果・引きこもり防止などを目的に実施。</p> <p>ゲートボール人口は減少傾向にある。</p>

⑥ 目標の達成状況	基準値(H27)	目標値(R3)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合計画	-	-										
創生戦略												
基本目標	-	-										
施策	-	-										

(千円)

⑦ 決算額の推移	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
事業費	475	585	420	327	647	270						
財源内訳												
一般財源	475	585	420	327	647	270						
国県補助金												
その他												
人件費												
職員数(A)												
職員数(B)			0.05	0.05	0.05	0.05						
職員数(C)												
正職員以外												
概算人件費	0	0	419	419	419	419	0	0	0	0	0	0
総事業費	475	585	839	746	1,066	689	0	0	0	0	0	0

## ⑧ 内部取扱事項

--

# 事務事業シート\_基礎シート

① 事務事業名	高齢者クラブ補助金	開始年度	
事務事業通番	103120	予算名	老人福祉一般経費
分類区分	ソフト(任意)	枝番	4
事務事業の法的根拠	佐久穂町高齢者クラブ等補助金交付要綱		
関係する個別計画	佐久穂町老人福祉計画・佐久穂町第7期介護保険事業計画		

② 総合計画の体系(H29~R8)	
基本構想	重点施策A 住み続けたいを守る持続可能なまちづくり
施策	重点施策A 3 高齢者福祉の充実
設定した目標	—
主な施策	

③ コミュニティ創生戦略の位置づけ(H27~R1)	
基本目標	設定した目標 —
施策	重要業績評価指標(KPI) —
事業名	

④ 行財政改革大綱における進捗状況(H26~R2)	R2
活動計画名	97 高齢者クラブ補助金
	A

⑥ 目標の達成状況	基準値(H27)	目標値(R3)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合計画	-	-										
創生戦略												
基本目標	-	-										
施策	-	-										

⑦ 決算額の推移	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
事業費	1,595	1,572	1,624	1,658	1,687	1,439						
財源内訳												
一般財源	982	964	999	1,021	1,015	843						
国県補助金	613	608	625	637	672	596						
その他												
人件費												
職員数(A)												
職員数(B)			0.01	0.01	0.01	0.01						
職員数(C)												
正職員以外												
概算人件費	0	0	84	84	84	84	0	0	0	0	0	0
総事業費	1,595	1,572	1,708	1,742	1,771	1,523	0	0	0	0	0	0

## ⑧ 内部取扱事項

--

⑤ 対象	単位高齢者クラブ及び連合会 31団体 1,248名(前年度比2クラブ98名減)
事業概要	高齢者の福祉増進を図るため、高齢者クラブ等の育成及び活動促進に要する経費に対して補助をする。 単位高齢者クラブ: 均等割り(5,300円)+人員割り(900円×組織人員) 連合会: 補助基礎数値×2/3 社協と協力して魅力ある高齢者クラブ活動を支援する
意図	魅力ある活動(地域ボランティア活動等)や高齢者自らの生きがいを求め、健康づくりを進める活動を通じ、会員同士の強い絆を構築し、組織としての存在感を強め充実した老後に寄与するための補助金
事業実施の経緯・こ	①合併時の協議による ②高齢期の生活を健康で豊かなものにするために、社会奉仕、教養の向上、健康増進などの活動を目的に高齢者が自主的にクラブを結成し活動をしている場合に支援をする。なお県からも補助額が交付されている。 ③事業の転換はない。 ④H27年度より入会にあたり入会申込票を記入してもらう(会員数の適正管理)。行財政改革大綱により平成27年度から補助金5%減額。  老人クラブへの加入を促進し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし、生きがいづくりとなっている。

# 事務事業シート\_基礎シート

① 事務事業名	保護措置費	開始年度	
事務事業通番	103120	予算名	老人福祉一般経費
分類区分	ソフト(義務)	枝番	5
		補助/単独	単独
事務事業の法的根拠	老人福祉法第11条 佐久穂町老人福祉措置要領 佐久穂町老人福祉法に基づく費用の徴収に関する規則		
関係する個別計画	佐久穂町老人福祉計画・佐久穂町第7期介護保険事業計画		

② 総合計画の体系(H29~R8)	
基本構想	重点施策A 住み続けたいを守る持続可能なまちづくり
施策	重点施策A 3 高齢者福祉の充実
	設定した目標
主な施策	—

③ コミュニティ創生戦略の位置づけ(H27~R1)	
基本目標	設定した目標
施策	重要業績評価指標(KPI)
事業名	—

④ 行財政改革大綱における進捗状況(H26~R2)	R1
活動計画名	

⑥ 目標の達成状況	基準値(H27)	目標値(H33)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合計画	-	-										
創生戦略												
基本目標	-	-										
施策	-	-										

⑦ 決算額の推移	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
事業費	8,613	5,551	3,756	4,442	4,048	2,448						
財源内訳												
一般財源	6,626	4,657	3,756	4,027	3,420	2,133						
国県補助金												
その他	1,987	894		415	628	315						
人件費												
職員数(A)												
職員数(B)			0.02	0.02	0.02	0.02						
職員数(C)												
正職員以外												
概算人件費	0	0	168	168	168	168	0	0	0	0	0	0
総事業費	8,613	5,551	3,924	4,610	4,216	2,616	0	0	0	0	0	0

## ⑧ 内部取扱事項

--

⑤ 対象	老人福祉法第11条に基づき施設に措置入所した65歳以上の者
事業概要	身体・環境・経済的な理由から自宅で生活することができない高齢者について入所の措置をしている。(介護保険の対象外)。 うすだコスモ苑入所者1名・ベルポートまるこ入所者1名・静山荘入所者0名の措置費負担 うすだコスモ苑入所者1名・ベルポートまるこ入所者1名からの入所者負担金の徴収
意図	あらゆる対応を検討したうえで、措置入所以外では生活の成り立たない高齢者の支援をする。
事業実施の経緯・こ	①合併時の協議による ②身体的・精神的な理由をはじめ、経済的な理由や家庭環境などによって、自宅で生活ができない高齢者を措置する。生活保護法の下、定められた養老施設が始まりで経済面で困っている方が対象。 ③老人福祉法に基づき措置をしており、制度の大きな変更はない。  高齢者の最後のセーフティーネットとしては、なくてはならない制度であるが、町の負担が大きいので、出来る限り他の制度を利用し、最後の手段としての活用する。

# 事務事業シート\_基礎シート

① 事務事業名	福祉タクシー事業	開始年度	
事務事業通番	103120 予算名 老人福祉一般経費	枝番	6
分類区分	ソフト(任意)	補助/単独	単独
事務事業の法的根拠	佐久穂町福祉タクシー事業実施要綱		
関係する個別計画	佐久穂町老人福祉計画・佐久穂町第7期介護保険事業計画		

② 総合計画の体系(H29~R8)	
基本構想	重点施策A 住み続けたいを守る持続可能なまちづくり
施策	重点施策A 3 高齢者福祉の充実 設定した目標   -
主な施策	3-2 介護予防・生活支援サービスの充実・強化

③ コミュニティ創生戦略の位置づけ(H27~R1)	
基本目標	設定した目標   -
施策	重要業績評価指標(KPI)   -
事業名	

④ 行財政改革大綱における進捗状況(H26~R2)	R1
活動計画名	

⑤ 対象	乗合タクシー運行区域外で移動困難な高齢者、乗合タクシー乗車困難な高齢者
事業概要	<p>【遠隔地タクシー】乗合タクシー運行区域外に居住し、運転困難な高齢者又は家族等の援助による移動が困難な高齢者等に対し、当該居住地域から最寄りの乗合タクシー運行区域までの距離に相当する運賃の額を助成。</p> <p>【新福祉タクシー】下肢等の機能低下により乗合タクシーの車両に乗車することが困難な者に対し、当該居住地域から最寄りの佐久穂町役場庁舎までの距離に相当する運賃の額を助成。利用者1人につき年間24枚を限度として上記相当額の利用券を交付する。利用者はタクシーを利用したときに、乗務員に1回につき利用券1枚を提出し、利用区間に相当する運賃から助成額を控除した額を支払う。契約事業所は翌月10日までに使用済利用券を添えて助成金を町へ請求。</p>
意図	乗合タクシー運行区域外の者及び乗車困難な者で、定期的に通院が必要な高齢者の負担軽減を図る。
事業実施の経緯・こ	<p>①平成19年4月佐久穂町ふれあいタクシー事業(乗合タクシー)げんでる号運行開始により事業見直しを行った。</p> <p>②乗合タクシーへの乗車が困難な方及び乗合タクシー運行区域外に居住する高齢者等が、契約事業所のタクシーを利用する場合にタクシー券を発行し、その利用料金の一部を助成することによって生活圏の拡大と経済的負担の軽減を図る。</p> <p>③事業の拡大・縮小は行っていない。</p> <p>乗合タクシー運行区域外及び乗車が困難な高齢者等の交通手段の確保は必要であり、利用者の負担軽減のため妥当な事業である。</p> <p>定期的に通院している高齢者にとっては、タクシー代の負担は大きく、助成することにより負担軽減に有効で、それぞれの居住地に応じた金額設定になっており、月1往復(年間24枚)の支給である。</p>

⑥ 目標の達成状況	基準値(H27)	目標値(H33)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合計画	-	-										
創生戦略												
基本目標	-	-										
施策	-	-										

(千円)

⑦ 決算額の推移	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
事業費	770	697	701	718	452	359						
財源内訳												
一般財源	770	697	701	718	452	359						
国県補助金												
その他												
人件費												
職員数(A)												
職員数(B)			0.07	0.07	0.07	0.07						
職員数(C)												
正職員以外												
概算人件費	0	0	587	587	587	587	0	0	0	0	0	0
総事業費	770	697	1,288	1,305	1,039	946	0	0	0	0	0	0

## ⑧ 内部取扱事項

--

# 事務事業シート\_基礎シート

① 事務事業名	高齢者生活福祉センター運営事業(ふるさと)	開始年度	
事務事業通番	103128	予算名	高齢者生活福祉センター事業
分類区分	ソフト(任意)	枝番	0
事務事業の法的根拠	佐久穂町高齢者福祉センター条例・同条例施行規則、佐久穂町高齢者生活福祉センター短期利用事業実施要綱		
関係する個別計画	佐久穂町老人福祉計画・佐久穂町第7期介護保険事業計画		

② 総合計画の体系(H29~R8)	
基本構想	重点施策A 住み続けたいを守る持続可能なまちづくり
施策	重点施策A 3 高齢者福祉の充実
	設定した目標 -
主な施策	3-2 介護予防・生活支援サービスの充実・強化

③ コミュニティ創生戦略の位置づけ(H27~R1)	
基本目標	設定した目標 -
施策	重要業績評価指標(KPI) -
事業名	

④ 行財政改革大綱における進捗状況(H26~R2)	R2
活動計画名	

⑥ 目標の達成状況	基準値(H27)	目標値(R3)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合計画	-	-										
創生戦略	基本目標	-										
	施策	-										

(千円)

⑦ 決算額の推移	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
事業費	1,515	1,620	1,630	1,403	2,240	1,947						
財源内訳	一般財源	530	780	452	271	1,230	92					
	国県補助金											
	その他	985	840	1,178	1,132	1,010	1,855					
人件費	職員数(A)											
	職員数(B)			0.10	0.10	0.10	0.10					
	職員数(C)											
	正職員以外 概算人件費	0	0	838	838	838	838	0	0	0	0	0
総事業費	1,515	1,620	2,468	2,241	3,078	2,785	0	0	0	0	0	

## ⑧ 内部取扱事項

--

⑤ 対象	町内に居住しており、独立して生活することに不安のある65歳以上の者
事業概要	町内に居住する独立して生活することに不安のある65歳以上の者で下記に該当する方を援助する。 (1) 年間の収入金額が150万円以下のひとり暮らしの者、またはその収入合算金額が200万円以下の高齢者のみで構成された世帯。 (2) 住環境を取り巻く条件や自然災害、天災などで、通常的生活維持が困難になった者。 (3) 親族による援助が、一時的に困難となった者。 施設の概要 部屋数: 8室 最大収容人員: 10名 年度末時点の入所者: 4名
意図	単独で生活することに不安のある高齢者が安心して地域で暮らせるよう支援をする。 なお、入所者は施設内において全て自己責任において行動(ヘルパーの派遣は可能)し、このことが不可能となった場合は退所していただくことを前提としています。
事業実施の背景・これまで経過	①合併時の協議による ②60歳以上で独居または高齢者のみの世帯で単独での生活に不安のある者 ③平成25年度において施設の維持管理体制を変更するとともに、料金体制の見直しを行い、事業運営も効率的になるとともに、不公平感の払拭にもつながった。 高齢者の生活維持として必要。

# 事務事業シート\_基礎シート

① 事務事業名	地域包括支援センター運営事業(経常経費分)	開始年度	
事務事業通番	103180	予算名	介護保険事業費
分類区分	ソフト(義務)	枝番	1
		補助/単独	単独
事務事業の法的根拠	介護保険法・佐久穂町地域包括支援センター設置条例		
関係する個別計画	佐久穂町老人福祉計画・佐久穂町第7期介護保険事業計画		

② 総合計画の体系(H29~H38)	
基本構想	重点施策A 住み続けたいを守る持続可能なまちづくり
施策	重点施策A 3 高齢者福祉の充実
	設定した目標 -
主な施策	

③ コミュニティ創生戦略の位置づけ(H27~H31)	
基本目標	設定した目標 -
施策	重要業績評価指標(KPI) -
事業名	

④ 行財政改革大綱における進捗状況(H26~H32)	H30
活動計画名	

⑤ 対象	地域包括支援センター運営のための経常経費
事業概要	<p>地域包括支援センターは主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士などの専門職が連携し、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、介護予防支援業務などを行い高齢者の支援を行う。</p> <p>運営経費 公用車維持管理費、職員旅費、事務用機器、通信機器費用、研修費、負担金等</p>
意図	地域包括支援センターが関係機関や地域と連携しながら、高齢者の総合相談窓口としての機能を果たすことで、住み慣れた地域で安心して暮らしていくための支援をしていく。
事業実施の背景・これまで経過	介護保険法により市町村に設置が義務付けられ、町直営方式で設置されている。課内各係および庁内関係部署と連携し困難事例の支援も行っている。社会福祉協議会、町立千曲病院はじめ町民が利用する介護保険事業所とも連携し、包括的・継続的に高齢者支援を行っている。高齢者の総合相談窓口として利用されている

⑥ 目標の達成状況	基準値(H27)	目標値(H33)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合計画	-	-										
創生戦略												
基本目標	-	-										
施策	-	-										

(千円)

⑦ 決算額の推移	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
事業費	1,619	1,719	1,523	1,630	1,348	1,203						
財源内訳												
一般財源	1,619	1,719	1,523	1,630	1,348	1,203						
国県補助金												
その他												
人件費												
職員数(A)												
職員数(B)			1.00	1.00	1.00	1.00						
職員数(C)			1.00	2.00	2.00	2.00						
正職員以外			2288	2288	2288	2288						
概算人件費	0	0	17,125	23,212	23,212	23,212	0	0	0	0	0	0
総事業費	1,619	1,719	18,648	24,842	24,560	24,415	0	0	0	0	0	0

## ⑧ 内部取扱事項

--

# 事務事業シート\_基礎シート

① 事務事業名	社会福祉法人等による利用者負担軽減に対する助成事業	開始年度	
事務事業通番	103180	予算名	介護保険事業費
分類区分	ソフト(義務)	枝番	2
		補助/単独	補助
事務事業の法的根拠	佐久穂町社会福祉法人等による利用者負担軽減に対する助成事業実施要綱		
関係する個別計画	佐久穂町老人福祉計画・佐久穂町第7期介護保険事業計画		

② 総合計画の体系(H29~R8)	
基本構想	重点施策A 住み続けたいを守る持続可能なまちづくり
施策	重点施策A 3 高齢者福祉の充実
	設定した目標 ー
主な施策	3-3 介護サービス基盤の構築

③ コミュニティ創生戦略の位置づけ(H27~R1)	
基本目標	設定した目標 ー
施策	重要業績評価指標(KPI) ー
事業名	

④ 行財政改革大綱における進捗状況(H26~R2)	R1
活動計画名	

⑥ 目標の達成状況	基準値(H27)	目標値(H33)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合計画	-	-										
創生戦略												
基本目標	-	-										
施策	-	-										

⑦ 決算額の推移	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
事業費	267	273	269	235	349	338						
財源内訳												
一般財源	68	69	68	59	87	85						
国県補助金	199	204	201	176	262	254						
その他												
人件費												
職員数(A)			0.00									
職員数(B)			0.00									
職員数(C)			0.10	0.06	0.06	0.06						
正職員以外			0									
概算人件費	0	0	609	355	355	355	0	0	0	0	0	0
総事業費	267	273	878	590	704	693	0	0	0	0	0	0

## ⑧ 内部取扱事項

--

⑤ 対象	居宅介護サービス利用者で下記「②事業概要及び手段」の条件に該当する方
事業概要	当制度について長野県の指定を受けた社会福祉法人等が、町民で介護保険サービスを利用している下記対象者に対して利用料の軽減(1/4)をした場合に社会福祉法人等に対して補助をする。 軽減の対象となるサービス 居宅サービスの一部(訪問介護・通所介護)など 軽減の対象者 非課税世帯、 年間収入が単身世帯で150万円以下(世帯員が1人増えるごとに50万円加算) 預貯金が単身世帯で350万円以下(世帯員が1人増えるごとに100万円加算) 市町村民税課税者の扶養となっていない などの条件を満たす方。
意図	利用料の軽減をする社会福祉法人等に軽減した利用料の一部を補助することで、対象となる要介護者が真に必要な介護サービスを受けることができるようにする。
事業実施の経緯・こ	①合併前からの事業で県の補助事業。 ②社会福祉法人(町内では佐久穂町社協)のサービスを利用した方のうち、基準に該当する方の介護保険利用料の自己負担軽減をするため。 ③社会福祉法人等が県に申請をし事業を実施(対象者の介護利用料の1/4を軽減)し、事業者は市町村に交付申請をする。 ④軽減額に対する負担割合は、24年度で概ね社会福祉法人80%・県15%・町5% ⑤「対象は在宅サービスであること、所得制限など」原則の部分では大きな変更は行われていない。  平成12年5月1日付老発474(厚生省老人保健福祉局)の通知に従い実施している制度であり、妥当。対象となる方の利用料負担が軽減されることで、真に必要な介護サービスを受けることが可能となる。町が社会福祉法人等に補助した額の3/4が県から補助される。